本稿は、

#### 平 城 朝 における 仏教 政 策

大同元年十月五日勅について

じ 3 K

は

題は、 平城天皇はその在位が比較的短期間であったうえに、『日本後紀』の欠逸という史料的制約もあって、平城朝の問 時に見過ごされることさえもあったのである。仏教史という面に関していえば、 平城朝が仏教に対して無関心

とのなかった平城朝の仏教政策について考察し、その問題点をわずかでも明らかにしたいと思う。 やはり平城朝の仏教政策そのものに対しての論考は決して多いとはいえない。 。 そこで、 現在まであまり注目されるこ

大同元年(八○六)十月五日勅によってどのような処置がとられたのかを検討するものである。

ないしは冷淡であった、という見方が誤りである事はすでに中井真孝氏が指摘されているとおりである中。

しかし、

問題の所在

まず、大同元年十月五日勅を含む、 弘仁三年(八一二)七月十日の官符を以下に挙げる四。

江 哲

史

#### 太政官符

## 応,僧尼之犯依,,令条,勘,事

苟有||破犯|誰弘||厥道|。然則道之盛衰良由||其人|。保||護国家|莫」不」率」期。 論11軽重1。一依11僧尼令1勘4。 緇素異、形内外殊、趣。宜"依、所、請任令ハ遵行ィ。但殺人姧盗此是不、軽。随、犯還俗一如ハ外法ィ者。今右大臣宜奉、 違,准、法応、勘。今得;;少僧都忠芬状,偁。僧尼行業或不、如、法。 右被,,太政官去六月廿三日符,偁。検,,案内,太政官大同元年十月五日下,,彼省,符偁。 頃者僧尼多犯!!法禁1。 所司専任11律教1不」加11推勘1。 朝憲稍弛。 即律教中已設11明制1。 為此弊良深。 故緇徒之禁具載11科条1。 奉、勅。 禁断之事請准11教旨1。夫 宜,自今以後僧尼犯罪不以 内典之門持、戒為、首。

## 弘仁三年七月十日

容を含むものであり、またどういう処置を命じたものであるかを検討する余地はまだ残されているように思われる。 平城朝の仏教政策のなかでは、比較的多くの考察がなされている史料である。しかし、この勅が具体的にいかなる内 格式等に対する概念であることは間違いないであろう。 いう状況なので、「宜」自今以後僧尼犯罪不」論॥軽重1。 によって僧尼を処罪するという 内容を含むと思われる。 また、弘仁三年の官符の「所司専任||律教 | 木\_加||推勘|」と この大同元年十月五日の勅は、僧尼令の施行の停止という内容を含むと考えられてきた®。そのため、研究の少ない まず、勅文中に「但殺人姧盗此是不、軽。随、犯還俗一如ハ外法、」とあるところから、この勅は、外法に対するもの 一依…僧尼令」勘上」との文からも、 したがって、この大同元年の勅によって僧尼令になんらか 律教とは外法、

あると考えられるが、 それでは、「律教」とはいかなるものと理解すればよいのであろうか。 前述のように、 これは外法に対する概念で 令文には「律教」という語は見あたらない。『令義解』や『令集解』に内律・ 内法等の語が見

変更が加えられたと考えてよいと思われる。

また大同元年の勅文中の、忠芬の状には「禁断之事請准』教旨」」とあるが、この「教旨」とは「仏教の本旨」と理解 律と内法というふうに対応させていて、おそらくは「律教」と内律・内法等の語とは同様に扱ってよいと思われる。 られるが、義解には俗律と内法、科条と仏法を対応させており、集解の法家の説では、俗法と仏法、格律と仏法、俗 あるが、井上光貞氏の論考にあるように、あまり当たり前すぎて戒律の文にも見られない事項も存在する、という点 戒律以外の仏教の規則を含むものである、 としておきたい。 「戒律以外の仏教の規則」とは非常に 曖昧な言い方では してよいであろう。これらのことから「律教」という語の意味については、むしろ一般的な意味でとらえ、

いうべき処置なのであろうか。次章以下で検討してゆきたい。 このように大同元年の勅は、 僧尼令になんらかの制限を加えるものと思われるが、 はたして、 僧尼令の施行停止と

からもやむを得ないものであると思う心。

## 二 僧尼令と律教

語の用法とは相違するのではないか、という考えもあろう。しかし、大同元年の勅文中に「但殺人姧盗此是不」軽。 大同元年の勅文中で僧尼という語が用いられているのは、少僧都忠芬の状の中であるから、令文等の中の僧尼という いうことに注意せねばならない。この場合、僧尼とは官度を受けた者のみを指すと考えるべきであろう。 ただ、この

僧尼令の規定と律教との関係という点からは、まずこの大同元年の勅によって影響を受けるのは僧尼のみであると

官度の僧尼以外の者について規定した部分は、この勅によっては何ら影響を受けないと考えられる。これ以降本稿で という措置が可能であるということはその者が官度の僧尼であることを示しているといえる。そうすると僧尼令中に 随犯、還俗一如||外法|。」とある。殺人姧盗を犯したものは還俗させ、外法によって処断するというのであるが、還俗

は、 僧尼に括弧を付けて官度を受けた僧尼であることを示すことにする®。

次に直接「僧尼」に関係する規定については、律教との関係があるものと、 ないものに分けられる。 これは、

以上のことを整理すると以下のようになろう。

等に相当する規定が存在するか、しないかの相違である。

※僧尼令の規定 |一①「僧尼」以外の者に対する規定 ②直接「僧尼」に対する規定 ―a)律教と関係する規定 b律教に関係しない規定

令における犯罪の分類を利用させていただき、論を進めてゆきたい。井上氏の分類は以下のとおりである。 ならば、ここで僧尼令全文について検討を加えるべきところであるが、紙数の制限の都合上、井上光貞氏による僧尼 ただし、令文にはこれらの規定が一つの条文中に混在しており、単純に条文ごとに分類することはできない。

----律令的秩序への違反

(1)国家への反逆 (2)官度制への違反 (3)寺院定住制への違反 4官司に関する不正

乙――戒律的規定への違反

(1)人倫の破壊 (2)異端的教化 (3)教団秩序への違反 (4)教団生活への違反

るまじき行為が列挙されており、仏教教団の規範ともいうべき戒律的規制に対する違法行為である、と述べられて 井上氏はこのうち乙種の犯罪は、 律令制的国家秩序を維持しようとする意志が見られるが、基本としては僧尼にあ

僧尼令と律教の関係で注意せねばならないのは、乙種の犯罪のうち、②異端的教化についてである。氏はこの②

異端的教化の例として、 捨身条をあげておられる。このうち第2ト相吉凶条と、第5非寺院条の「妄説罪福」という行為が、いずれも「僧尼」 第2卜相吉凶条、 第5非寺院条のうち「妄説罪福」という行為、第23教化条および第27焚身

の仏教外の宗教活動を禁じているものであるとすると、それは仏法上の犯罪ととらえることが可能であろう。。しか

平城朝における仏教政策

尼」が寺院外に道場を建てて人々を直接的に教化するのを禁ずるに対し、 俗人なのであるから、 事はできないように思われる。 氏はこのような形での教化の過程で、 で一致していて、 化することは許されないのであろう。また、集解の法家の説は、「僧尼」自身が直接に 歴門教化しても罪を 科すこと て間接的に教化することを禁じている。僧尼令の体系のなかでは、 乙種の犯罪に分類されたのではないかと推察するのであるが、この条に挙げられた行為は仏法上の犯罪とする この第23条と第5条が関係していることがらかがわれる。 「僧尼」が俗人に経像を付して、家々をめぐり教化させることを禁ずるものである。 この条文については第5非寺院条と対にして考えるべきではなかろうか。第5非寺院条が「僧 僧尼令の体系の中では、 財物を受け取ったりあるいは異端的な教化が行なわれるおそれがある、 たとえ修業を積んでいようとも官度を受けないものはすべて 直接的にも間接的にも「僧尼」が勝手に人々を教 第23教化条は (僧尼令にいう) 俗人を使っ おそらく井上

至るような非常な苦行をいうのである。大乗教典にはこれを明確に勧めるものがあることから、 れた行為を、 教化の最悪のものと見られた、とされ戒律的規定への違反に分類されている。 を禁じた、と述べられている®。 入したもの、 条文について反大乗仏教的であるとの評価をされた♡。 また、第27焚捨身捨条は、「焚身捨身」という行為を禁じている。「焚身捨身」とは自らの体を傷付けたり、 あるいは、 律教によって処断できるかどうかは疑問であると思われる。 後の修験道的呪術を示したもので、日本令の制定者は儒教的合理精神からこの「焚身捨身」 また、 井上光貞氏は、「焚身捨身」は仏法においては自殺という行為による異端的な これに対し吉田一彦氏は、 いずれにせよ、この経典にまで記載さ この行為は道教的呪術が仏教に混 二葉憲香氏

犯罪ではなく、 さらに、 戒律にも第23教化条および第27焚身捨身条に相当する規定は見られないとされており、 これを 「異端」とするのは律令国家側の見方であって、 他の乙種の犯罪に比して、 甲一 これらは仏法上の 律令的秩序へ

の違反、

に近い要素を持っているといえるのではなかろうか®。

されている。これ以外の乙種の犯罪は、飲酒や財物を蓄えることの禁止などのように、戒律の文そのものともかなり の類似を見せている。井上氏は、こうした規定は国家がその適用を代行しているものである、とされている。 よって処罰することが見える。またこれらは、戒律における最も重い犯罪である四波羅夷と対応していることが指 の他の乙種の犯罪は、 たとえば第1観玄象条の後半部分には「殺人姧盗。及詐称」得ハ聖道・。」等をなした「僧尼」 は還俗のうえ 俗律に ②直接「僧尼」に対する規定の中の、 a)律教と関係する規定、 にあたるものといってよ

の制とは関係なく「僧尼」に要求した規定である。これには井上氏の分類のうち甲種の犯罪と、乙種のうち第23条・ 次に、②直接「僧尼」に対する規定のうち心律教と関係しない規定、とは、官度制への違反などの律令国家が仏教

# 三 大同元年十月五日勅による処置

第27条の犯罪などが含まれよう。

施行になんらかの制限を加えたものであることは間違いないと思われるのであるが、どこまでその制限が及ぶもので あったのだろうか。 それでは、 大同元年十月五日の勅による処置について検討してみたい。既述のように、大同元年の勅が、

か 盗」を除く他はすべて仏教教団による自主的処断にまかせる、という処置が行なわれた、と考えることは自然である 一章で挙げた弘仁三年の太政官符を単純に読めば、 大同元年十月より、 「僧尼」 の犯罪に対する科罰は、

おいて、 しかしながら、 僧尼令を破棄する事が可能となるような状況の存在は確認できないうえ、外法一般はもちろんとして、 私は大同元年勅による処置を、そのように理解することに疑問を感じるのである。 なぜなら平城朝

平城朝における仏教政策

あるからである。 尼令だけに限って考えても、その中に規定された犯罪について、すべてを仏教界の自主的科罰によることは不可能 って処断することはできないはずなのである。 僧尼令には仏教の制に基づくものでない条項が数多くあり、そのような犯罪に対しては、

甲種の⑴国家に対する反逆 的な施行停止が行なわれたとは考えにくいのである。ただ、当時僧尼令がまったくの空文と化していて顧みられるこ れらの規定をまったく不要であると考えていたことになろうw。このことに関しては、 的教化のうちの一部、等に違反した「僧尼」への科罰は行なわれないことになってしまう質。これでは当時の政府がこ 規則というものが遵守されるはずのないことは、当時の政府にとっても自明のことであったはずであるからである。 このように、 第二章でふれた、 科罰のみが仏教教団側に任された、と考えても事情は同じである。 また当時の政府が僧尼令の規定を不要なものと認識していたとすれば、その施行の停止が行なわれたと考 僧尼令の中には仏教側の自主的科罰を期待できない条項も多く、大同元年の勅によって僧尼令の全面 井上光貞氏による僧尼令の分類によって論をすすめると、 ②官度制への違反 ③寺院定住制への違反 49官司に対する不正 およそ、違反しても科罰することができない もし僧尼令が施行を停止されたなら、 僧尼令の条文自体は生きてい および乙種の②異端

どおりに行なわれていなくとも、 が指摘されているは。 尼令の規定どおりの科罰が行なわれていない、 ており、 正史に見える「僧尼」に対する科罰の例の検討からは、 僧尼令が一つの基準として有効であったことが指摘されてもいるのであって、「僧尼」に対する科罰が令文 しかし、僧尼令がまったく顧みられなかったわけではなく、罪状の多くが令文の引用で表され ただちに僧尼令の必要性を否定することはできないといえる頃。 ということと、「僧尼」に対する科罰自体が行なわれない、というこ 僧尼令が実際にはその規定どおりに適用されていないこと また、そもそも僧

との間には大きな差異があるといえよう。

とがなく、

えても不自然ではないといえよう。はたして当時僧尼令は不必要な法令であったのだろうか。

規定を重視する傾向が見られるなかで、ただ平城朝にのみ僧尼令を施行停止するような前例をみない措置がとられた さらに、平安初期の「僧尼」に対する法令においても、 僧尼令自体の遵守もまた強調されている。このように「僧尼」の行ないを法令をもって糾正し、さらに令の 僧尼令の規定に見られるような「僧尼」のありかたが要求

とは思えないのであるは。

れたとは考えにくく、 実」に対して、僧尼令以外の基準を設けるのならともかく、僧尼への科罰を停止してしまうような極端な措置がとら 城天皇がこれに敬意を表したためである、とされている質。 述べられた。そして、平城朝においてこのような処置が取られたのは、法と現実の乖離を痛感した忠芬が上表し、 ようとした。 まるにつれ法と現実の差が意識されるようになり、大同元年には現実を尊重し僧尼令を破棄することで矛盾を解決し ら重大な処置の行われた理由を説明するのは難しいように思われる。 吉田一彦氏は、奈良時代には僧尼令が軽視され、それとは別個に仏教行政が行われていたが、延暦期以降意識が高 しかしこの方策は時代に適合せず弘仁年間には法を尊重する処置がとられ大同元年勅は否定された、と 延暦期以降に法意識の高まりを想定するなら、忠芬に対する敬意というもので僧尼令の破棄と しかし、僧尼令の規定が守られていなかったという「現 平

の前後にも数回発令されているしゅ、令文のなかでは、たとえば第3自還俗条には、 令の規定のすべてが 平城朝の政府にとって 不要なものであったとは 考えにくい。 こうした僧尼令の実効力の問題に関しては、それぞれの条文ごとに個別の検討が必要であろうが、少なくとも僧尼 僧尼令のうちで官度制に関する条項は特に重視されていたと考えられる頃。 還俗者とはすでに還俗してしまったものであって、これから還俗を希望しているものではない、としており、 俗人の籍に付すことが規定されている。同条義解には「謂。還俗者。 還俗を希望するものの処置はよるべき法制が存在しない、とある。また同条朱説にも「謂。 先已還俗訖者。 官度制の整備に関する法令は平城朝 吉田一彦氏が 指摘されているよう 自ら還俗した者は僧尼の名籍か 非"今始欲"還俗」。」と 自

平城朝における仏教政策

大同元年勅による処置はどのようなものと考えればよいのであろうか。 して令文の規定以上に厳重な措置が取られていることからも、官度制を重視している様子がらかがわれる。 例が見られるは。 ながら、 不」制也」と還俗に関しては制さないこととしており、還俗は自由に行なわれるもののごとくである。 正史には修学に耐えないことや、母親、 自由には行なわれなかった時期があるのではないかとも考えられるのである。このように、 このように、 個人的な理由で還俗を希望する際にも特に願い出て許されていることを考えると、 あるいは弟妹の養育の必要など一身上の理由で還俗を願い出ている 還俗に関 しかし あ

る。 中には、すでに明制があるから、禁断のことは仏教の旨に准じて行ないたい、という意味であろう。 家が「僧尼」に対して設けた規定のすべてについて、律教に相当する制があるわけではないことは既述のとおりであ 再度大同元年勅を参照すると、 忠芬の状には、「律教中已設」明制」。 禁断事請准…教旨」」とある。 しかし、

て俗官による処罰を行なおらとしたのではないだろうか。 罰を仏教界側に任せる、ということなのではなかろうか。そして、 そうするとこの勅が命じているのは、明制が備わっているもの、つまり「僧尼」の仏法上の犯罪についてはその科 教団側で処罰できない犯罪については、 依然とし

えるなら、 していた規定であって、もともと律教中にはっきりとした制度が存在した条項に限られるのだと考えられる。 この勅によって科罰が教団側にまかせられる条項というのは、いくつかの戒律違反などの、国家がその適用を代行 この処置は僧尼令の部分的な施行停止であると考えるべきであろう。

る こう考えるなら、 これに対し、 戒律とも共通する罪であるから、 官度制その他、あるいは俗法一般に対する違反については、律教によって処断することはできない 大同元年の勅が「殺人姧盗」だけを特に例外として挙げている理由がはっきりとする。「殺人姧 ことさらに例外としなければ、俗官による科罰が行なえなくなるからであ

ので例外とする必要がないのであろう。

とことわってあるのは、僧尼令に仏法上の罪とも共通する罪が規定されているからに他ならない。そして、大同元年 によって科罰することを許しているのである。 逆にいえば、 養老僧尼令においては、 いかに軽微な 犯罪であろうと わかるように、 はないのであって、僧尼令のなかにも仏法による科罰を規定した条文が存在する。それが第21准格律条である。 の三綱による科罰の権限の領域を広げたものであるという見方もまた成り立つように思われる。 の勅による処置が、仏法上の罪の科罪のみを仏教教団に任せたものであるとすれば、この処置は僧尼令第21准格律条 俗法を犯した場合の科罰は俗法によって行なわれることが規定されているといえよう。令文に「苦使の条制の外」 非,,俗律之科,。其違令違式及挙、軽明、重。并不応得為類者。並律有,,科条,。不、可,,更依,,仏法、」とある事からも 「如苦使条制外。復犯」罪不」至||還俗」者。今⊭三綱依||仏法」量」事科罰ュ。」とある。これは同条義解に「是内法之 「僧尼」が僧尼令に規定のない内法上の罪を犯した場合には、還俗に至らざる場合に限り三綱が仏法 内法に違反した「僧尼」に対し仏法の制によって科罪することは、大同元年にはじまったことで 同条

ないかと思う。そうすることによって、律教上の罪に対する科罰に際しても俗法との関係が保たれることになるから 任されることになった事項の科罰も、三綱等に任せるのかどうかの判断は俗官が行なったと考えたほうがよいのでは 与される形式になっているのである。このことを考えるとき、あくまで推測ではあるが、大同元年勅によって律教に の判断によるものであったことが指摘されている。つまりこの三綱による内律適用も、俗権によってその権限を付 さらに、本条の規定の検討からは、僧尼の科罰に対する決定権は俗官にあり、三綱に科罰を任せるかどらかは俗官

て仏法上の規則によって処罰がなされる、という手順を踏むのであると考えるのである。 つまり大同元年の勅以降、「僧尼」への科罰は、まず俗官が判断し、 仏法上の罪と判定されたならば、教団 また、「僧尼」に仏法上の

処分が加えられる際には、三綱等が関与していたのであろう。そして、弘仁三年の官符で「所司専任||律教|不」加|推 多く残されていたためであると思う。 勘1。」と所司が推勘を加えざる事が糾弾されているのは、俗官に、「僧尼」に対する科罰に関しての職務が、 いまだ

たため、弘仁三年に至って令制に復することとなったのではないかと思うのである。 実行したときに、俗法に違反した「僧尼」の科罰を行ならべき俗官が、その処罰を行なわないといら状況があらわれ で、「僧尼」に対して外法と内法双方の適用を促進しようと考えたのではなかろうか。しかし、実際にはこの方策を していたと考えると、大同元年に律教による「僧尼」の科罰をいかにも簡単に認めたことに説明がつくのではない に違反した場合を区別して考え、僧尼令のなかでも律教に規定があるものについては三綱等にその科罰を任せること のみを図ることでも、僧尼令を破棄しそれまでの仏教行政を放棄することでもなく、俗法に違反した場合と、 はなはだ薄弱な根拠のうえに推測を重ねてしまったが、大同元年制下においても僧尼に対する科罰権を俗官が保持 つまり大同元年において、僧尼令の規定と現実の運用との差への対処策として考えられたのは、単に僧尼令の遵守

## おわりに

ず、これはこれからの課題であるが、最後に展望を多少述べてみたい。 については教団側の処罰に任せるが、その際には俗官が関与するという非常に限定的なものではないかと考えたわけ である。 しうるものであったとは考えにくいため、 以上本稿では、 しかし 平城朝において なぜこのような 措置が行なわれたのか、という肝腎の点について 述べることができ 僧尼令には律教によって処断不可能と思われる条項も多く、それらは平城朝の政府にとっても軽視 大同元年の勅による処置は、「僧尼」の犯罪のうち律教で 処断しうるもの

譲りたいと思う。

負うべき責任も拡大したといえよう。そうするとこの措置は、 できず、桓武朝から嵯峨朝あるいはそれ以降にも引き続き見られる、三綱や講師等に対する職務・責任の拡大と軌を し単に便宜を図ったものであると考えるべきではないのであって、職務上の権限が拡大した三綱等に関しては、 大同元年勅が、 三綱等に新しい職権を付与したものであるのはいうまでもない。 平城朝のみに見られる特殊な動きであるとすることは しかし、 この措置が「僧尼 また

にするものと考えられる。

いる響。 多であるとして諸国定額寺の燈分稲の運用を講師三綱に移している旨。さらに、 を規制しようとの意志がそこに存在すると考えるべきではなかろうか。 六日に、男女混雑して法会等を行なった場合には、その寺に入った「僧尼」および三綱には違勅罪を科すこととして 檀越の不正に対して違勅罪を科し、これを容認した国司衆僧三綱も与同罪とし♡、 入する「僧尼」を事情を知りながら糾さざる三綱は与同罪としているぬ。また、 三綱に対する方策に限ってみても、たとえば桓武朝においては、延暦十七年四月十五日に、生産を事とし閭巷に出 おそらくは、 大同元年勅もこうした法令の一環としてとらえることができ、 むしろ法令によって僧尼の行動 嵯峨朝においても、 平城朝においては、 同三年七月には、 弘仁三年四月十 国司の庶務が繁 大同元年八月に

それほど強力なものではなかったのではないか、という見通しをもっているのだが、これらの問題については他稿に する見解もあるは。 また、 平城天皇個人の側に原因が求められ、 桓武朝と平城朝との間には僧尼令の施行停止という重大な処置が可能となるような変化は見いだされない この点について私は、 特に後の平城還都との関係から平城天皇と南都仏教界とのつながりを想定 少なくとも平城天皇の在位中に関しては平城天皇と南都仏教界との関係が 0

#### 註

- (1) 中井真孝「平城朝の仏教政策」(「鷹陵史学」五 昭和五四年)
- (2)『類聚三代格』巻三。ただし、『類聚国史』巻百八十六大同元年十月甲子条によって改めた部分がある。
- (3)中井真孝「僧尼令における犯罪と刑罰」(大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』吉川弘文館 昭和五 一年
- (4)井上光貞「仏教と律令」(『井上光貞著作集』二 岩波書店 論文による 昭和六一年)以下井上氏の見解を引用する場合にはすべてこの
- (5)ため本稿では官度の沙弥・沙弥尼をも含めて「僧尼」という語を使用する。 はすべて養老僧尼令による。また、養老僧尼令でいう僧尼という範囲には、 大同元年は删定律令の施行期間中であるが、養老令を利用して論をすすめていくことに問題はないと思う。以下条文の引用 官度の沙弥・沙弥尼も含まれるが、煩雑になる
- (6)とであるとしており、跡説は真如の説であっても寺内で妄りに罪福を説けば還俗としている。 分明ではない。集解の法家の説では、古記や令釈説がこれは梵天経の類いである、とする。また穴説は仏法を妄りに説くこ 「妄説罪福」について義解は「在。「寺院」而妾説」と述べるのみで、この行為が仏教外の教えを説くものであるのかどうかは
- 3) に日一多「曽心命」場から皆引重一(「己己キリター・1) 召和さ二月)(7) 二葉憲香「僧尼令の研究」(『古代仏教思想史研究』 永田文昌堂(昭和三七年)
- (8) 吉田一彦「僧尼令に関する諸問題」(「紀尾井史学」二 昭和六二年)
- (9)本稿において、僧尼令と戒律との関係については、以下の論考を参考にさせていただいた。 直幹編『古代社会と宗教』若竹書房(昭和二六年)及び井上光貞・二葉憲香前掲論文。 井上 薫「古代仏教制度論

(10)

- 中井真孝氏は註③論文で、大同元年の勅によって施行が停止されたのは、「刑罰規定」の条項のみで、「行政規定」は従来ど 分ける基準は、令文中に刑罰を規定しているか否かであり、刑罰の規定があるものを「刑罰規定」とするのである。 おりである、とされている。 中井氏の論考、「僧尼令について」(「歴史公論」一〇四 大同元年の処置に関する限りこうした分類で施行が停止されるか否かを判断することはできないように思われる。 ながら、僧尼令に刑罰の規定が存在しない条項の違反についても、 違令罪その他によって科罪がなされらるはずであるから、 昭和五二年)によると、この二者を
- (11) ただし、僧尼令のうち第8、第17の両条はすでに空文となっていたとする見解が存在する。これについては吉田一彦 令の運用と効力」 (速水侑編 『論集日本仏教史』二 雄山閣出版 昭和六一年)を参照されたい。
- (12) 中井真孝 註(3)論文。橋本政良一僧尼令の科罪方式」(『続日本紀研究』一七四・一七五 昭和四九年

平城朝における仏教政策

(13) 橋本政良 註的論文など。

『続日本紀』延暦四年五月己条。『類聚国史』巻百八十六

(14)

(15)六月乙酉条。『日本後紀』 弘仁三年四月癸卯条など。

延曆十四年四月庚申条。

同延曆十七年四月乙丑条。同延曆十八年

れているのは、罪を犯した僧尼は官司に付し、その軽重によって俗法や内法で科罰するというわが国にも継受された方法な とされている。 各有、所、宣。其僧犯,,殺人已上罪,者。依,,俗格,断。 中井真孝氏は、註⑴論文において『広弘明集』巻二所引の『魏書』釈老志の「緇素既殊法律亦異。故道教彰」於互顕」。禁勧 のである。したがって、この制度を大同元年勅による処置の先駆的なものとする事はできない。このことについては、諸戸 の詔を挙げられ、これは特定の犯罪を俗法により、それ以外の犯罪は内法によって処断する方法の先蹤となるものである、 しかし、この北魏の詔にみえる「僧制」とは後の道僧格の原型ともいえるものであるから、この詔で述べら 余犯悉付□昭玄1。以□内律僧制□判□之」という北魏の永平元年(五○八)

立雄『中国仏教制度史の研究』(平河出版社 平成二年)を参照されたい。

吉田一彦

(16)

(18)

(17)いては吉田一彦「古代の私度僧について」(「仏教史学研究」三〇― | 昭和六二年)を参照されたい。 註似論文。ただし、僧尼令の中で私度に関する条項は、確実に実施されていたかどうかは疑問である。これにつ

『類聚国史』巻百八十七 "続日本紀』宝亀十年八庚申条。"類聚国史』巻百八十六 延暦十七年四月乙丑条。"日本後紀』弘仁四年二月丙戌条。 延曆十九年八月辛巳条。同十九年十月已卯条。『日本三代実録』貞観八年五月八日辛亥条。

註(3)論文。橋本政良「三綱の刑罰執行職務」(「続日本紀研究」二三六 昭和五九年)

(22)『日本後紀』大同元年八月丁亥条

(24)『日本後紀』弘仁三年四月癸卯条

中井真孝

**註**(1)論文

。類聚三代格』巻三一応諸国定額寺燈分稲便預講師三綱事

(23)

(21) (20)(19)

『類聚国史』巻百八十六

延曆十七年四月乙丑条。